

鳥取県湖山池の水質浄化に対応した農業振興総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県湖山池の水質浄化に対応した農業振興総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「湖山池将来ビジョン」（平成24年1月31日付策定）に基づき、湖山池の塩分濃度を東郷池程度に引き上げることに伴い、水稲作営農を畑作営農へ転換する湖山池周辺農業者の取組等を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、湖山池周辺農業者の湖山池の水を利用しないことを前提とした畑作営農への転換に関する確認書（平成24年1月31日付締結。）等に基づき、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の全額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）を間接補助金として交付する鳥取市に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以下とする。
- 3 対象事業を実施する者は、当該事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年東部農林事務所長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条まで、第16条第2項後	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業

段、第17条、第25条及び第26条	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の2割以上の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、補助金の額の増額の変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び施設

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定

めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第14条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、東部農林事務所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年3月27日から施行し、平成24年度に実施する事業から適用する。

附則

この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度に実施する事業から適用する。

附則

この要綱は、平成30年3月28日から施行し、平成30年度に実施する事業から適用する。

附則

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度に実施する事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	
		対象経費内容	対象期間
(1)畑地化差額補てん	湖山池周辺農業者等（瀬、三津、福井、西桂見等）	国の戸別所得補償交付金（飼料作）の交付額の不足額相当の補てんに要する経費（平成24年度は上限額178千円/10a、平成25年度以降は年間上限額48千円/10a）	平成24年度～43年度
(2)営農組合経費助成		地元が行う基幹作業（播種作業）に関する労賃、賃料、研修費、振込手数料及び印紙代等に要する経費	—
(3)害虫防除等費用助成		アワヨトウなど牧草への害虫防除等に要する経費	—
(4)農地排水不良対策費用助成		農地の排水不良対策に要する経費	—

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度湖山池の水質浄化に対応した農業振興総合対策事業計画書（実績報告書）

1 事業の目的（効果）

2 事業計画（実績）

（1）事業計画（実績）総括表

地区名	事業区分	事業量	事業費	内 訳		備 考
				県 費	市 費	
			円	円	円	

（注）事業区分欄は要綱別表（第3条関係）による。

（2）事業計画（実績）

ア 畑地化差額補てん

地区名	事業実 施主体	事 業 の 内 容			負 担 区 分		備 考
		数 量	単 価	事 業 費	県補助金	市 費	
		10a、戸	円/10a、円/戸	円	円	円	

イ 営農組合経費助成

地区名	事業実 施主体	事 業 の 内 容			負 担 区 分		備 考
		数 量	単 価	事 業 費	県補助金	市 費	
		1式	円/1式	円	円	円	

ウ 害虫防除等費用助成

地区名	事業実 施主体	事 業 の 内 容			負 担 区 分		備 考
		数 量	単 価	事 業 費	県補助金	市 費	
		10a	円/10a	円	円	円	

エ 農地排水不良対策費用助成

地区名	事業実 施主体	事 業 の 内 容			負 担 区 分		備 考
		数 量	単 価	事 業 費	県補助金	市 費	
		10a	円/10a	円	円	円	

3 事業完了（予定）年月日
平成 年 月 日

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県市 費費	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、該当補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税業者）

7 その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

第 号
平成 年 月 日

様

鳥取県東部農林事務所長 印

年度鳥取県湖山池の水質浄化に対応した農業振興総合対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県湖山池の水質浄化に対応した農業振興総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県湖山池の水質浄化に対応した農業振興総合対策事業費補助金交付要綱（平成24年3月27日付第201100197958号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県東部農林事務所長 様

住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名 印

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県湖山池の水質浄化に対応した農業振興総合対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（要綱第10条第3項の規定による加算をしなかったときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2 > 0の場合）

$(3 - 2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$ 金 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。